

令和3年4月1日 改訂

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るために基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義

「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。
けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かをします。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

- (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育
 - ほめて伸ばす教育
生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。
 - 人権教育の推進
人権教育を計画的に進め、発達障害のある生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。
 - 体験活動の推進
集団宿泊学習やボランティア活動等を通して生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。
 - 道徳教育の推進
教科書だけでなく、適切な資料やゲストティーチャー等を活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

- いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。

- ・学級通信等で、いじめ防止の取組みを生徒や保護者に伝えている。
- ・生徒や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・生徒に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

【生徒】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できるところがあることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組みを、学校ホームページや学級通信等で、生徒や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的に実施する等、子どもの不安等を把握する取組みを行っている。

（3）いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、生徒が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

異年齢交流活動を行い、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○生徒の主体的活動の充実

学級活動や生徒会活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。また、生徒会を中心に作成した「美山しぐさ」を遂行していくことに努めます。

○開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、学校独自のルールづくりを通して、生徒や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

○特に配慮が必要な生徒への支援

以下の生徒を含め、特に配慮が必要な生徒について、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切に支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある生徒

- ・海外から帰国した生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒

- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
 - ・東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒
 - ・新型コロナウイルスに感染、もしくは家族が感染した(感染の疑いも含む)生徒
- SOSの出し方に関する教育
危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

- 積極的ないじめの認知
生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。
- 自己チェックの活用
生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。
- アンケートの実施
定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。
- 教育相談体制の充実
学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。
- いじめに係る情報の記録
いじめに係る情報を適切に記録します。
- 家庭や地域との連携
家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。
- いじめ対策委員会への報告
いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

- 「いじめ対応サポート班」による対応
特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害生徒を守ります。
- 被害・加害生徒への対応
いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。
- 外部人材の活用と関係機関との連携
必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートセンター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。
- 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

- いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。
 - ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 - ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

- いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席すること（30日間を目安とする）を余儀なくされている疑い」があるときは、国といじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を

行います。

- ・重大事態が発生した旨を、市教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関する指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催します。

（構成員）校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、学年主任、教務主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

- （活動）
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・記録の保存（保存期間：5年）※保存期間は各市町の文書管理規則等に基づく
 - ・いじめの認知
 - ・「いじめ対応サポート班」の設置
 - ・教育委員会や関係機関等との連携
 - ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

（構成員）生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭
スクールカウンセラー等

- （活動）
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・関係者からの聴取等による情報収集
 - ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
 - ・被害生徒やその保護者への継続的な支援
 - ・加害生徒への指導やその保護者への説明
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携

(3) 組織図 【様式2】 P7参照

A いじめ対策委員会（リーダー：校長）の機能

- ・いじめ問題の未然防止や対応の中核となる常設組織が「いじめ対策委員会」です。
- ・学校いじめ基本方針に基づいて、いじめの未然防止等について、日ごろから指導の方策を協議、具体的な年間活動計画を立てて、方針や対策を決定します。
- ・教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針やいじめ対策委員会の役割について周知します。
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる子ども」を育てるため

の具体的な学校での活動を計画、実践します。

- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」について協議します。
- ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動を実施します。
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫および情報交換、連絡体制づくりを行い、情報が速やかに管理職まで伝わるようにします。
- ・教職員の計画的な校内研修のための資料収集と資料作成を行います。
- ・定期的なアンケートや面談を実施します。
- ・学級活動のための共通資料を作成します。
- ・気がかりな子ども等に関する事例検討会を開催します。
- ・いじめの疑いがある場合には、速やかに情報を共有し、事実を確認します。
- ・いじめと認知するかどうか、判断します。
- ・いじめを認知した時は、「いじめ対応サポート班」の立ち上げを指示し、教育委員会や関係機関等と連携して対応します。
- ・いじめの防止等のための取組みに係る項目を学校評価へ位置づけるとともに、取組みを点検します。
- ・学校の実情に応じて、学校いじめ防止基本方針を見直します。

B いじめ対応サポート班（リーダー：生徒指導主事）の機能

- ・いじめ事案に対する対応策を立案し、実行します。
- ・関係者への聴取等による情報収集を行い、記録します。
- ・いじめ対策委員会へ報告、連絡、相談します。
- ・被害生徒やその保護者への継続的な支援を行います。
- ・加害生徒への指導やその保護者への説明を行います。
- ・対応が困難な場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家や警察、児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の協力を得ます。

C 教育委員会との連携（リーダー：校長）

- ・いじめが起きた場合には、状況に応じて、市町教育委員会との早急な連携を図ります。
- ・いじめの状況について速やかに報告します。
- ・「いじめ対応サポート班」の設置を連絡します。
- ・今後の対応についての相談をします。
- ・状況に応じて、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣を要請します。
- ・他の関係機関との連携の必要性について相談します。

D 関係機関との連携（リーダー：教頭）

- ・いじめが深刻になることが懸念され、対応が困難な場合は、速やかに P T A や警察、児童相談所、青少年育成団体等と連携します。
- ・対象の生徒が精神的に極度に不安定な場合には、心療内科等の医療機関と連携します。
- ・家庭において問題が見られ、生徒や保護者に支援が必要な場合には、児童相談所や愛護センター等と連携します。

5 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】

A 事前準備

- ・計画の事前準備として学校の実態把握の資料収集を行い、いじめに対してどのような内容をどの程度行えよいかを整理していきます。

B 年間計画作成

- ・年間計画の作成に当たっては、P D C A サイクルで取組みを行うために、振り返りや見直しを行う時期を決定します。また、各学期の終わり、前期と後期など、振り返る時期を設定し、それに合わせて「取組評価アンケート」の実施、見直しの会議の時期、校内研修の時期などを決定します。質問項目は、国立教育政策研究所の「魅力ある学校づくり調査研究推進事業」で用いられる質問紙調査を参考とします。「学校が楽しいですか。」「みんなで何かをするのは楽しいですか。」「授業に主体的に取り組んでいますか。」「授業がよくわかりますか。」など

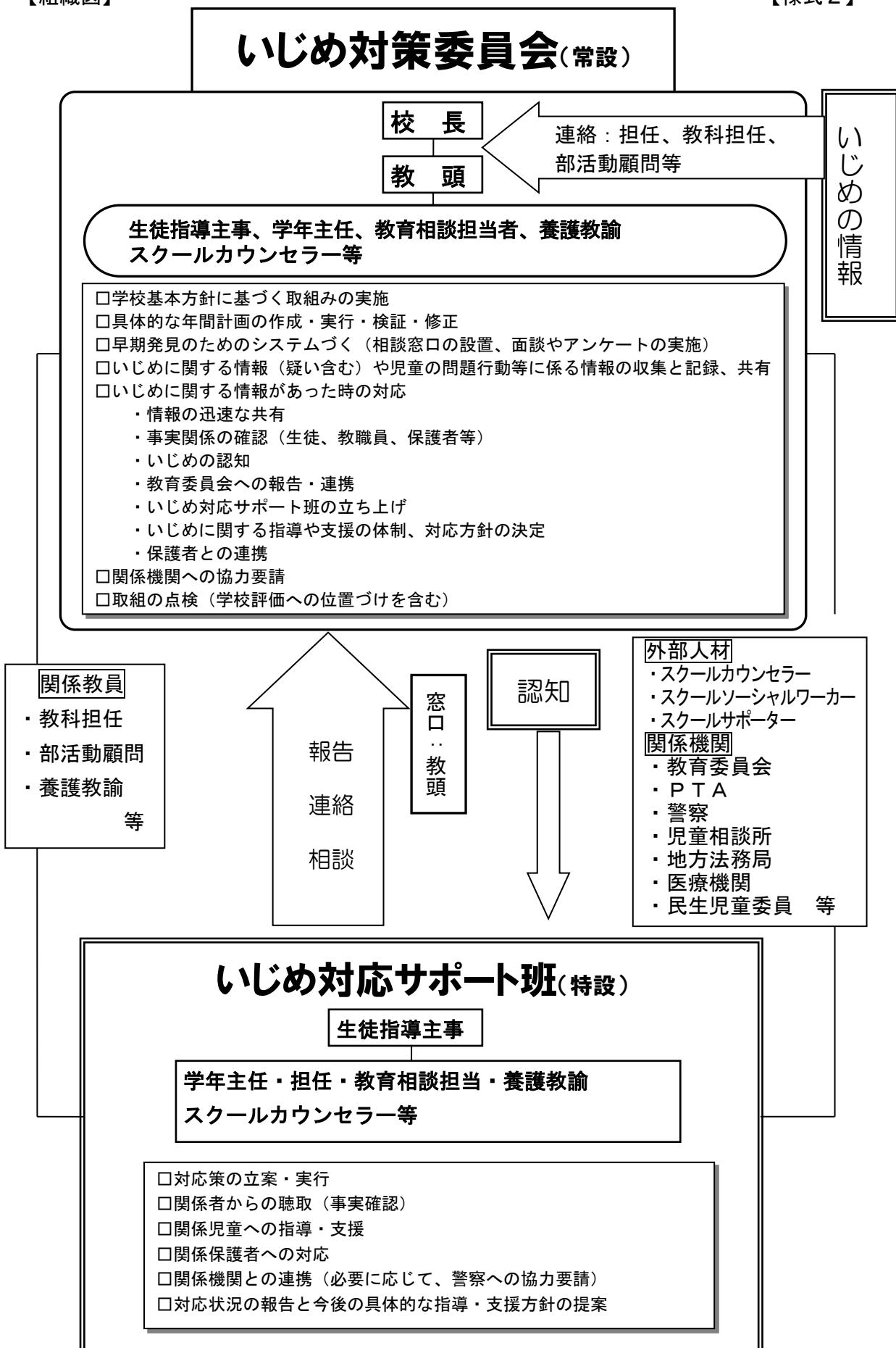
- ・学年や学校全体で行う絆づくりや居場所づくり等いじめの未然防止に関わる活動をP D C Aサイクルの期間内に少なくとも1回は実施するように計画します。

C 作成上の留意点

- ・いじめの未然防止の大きな視点として、授業改善が挙げられます。授業を担当する教員は少なくとも年間1回は授業を公開して、「分かる・できる」授業づくりに努めます。年間計画に公開授業についての校内研修を位置付けます。
- ・「分かる・できる」授業、すべての生徒が参加できる授業、学校のルールが守られている授業となっているかをお互いに見合い、高めていくような授業改善のための公開授業、校内研究を進めていきます。
- ・各学年で、特別活動や学校行事の中で、未然防止を特に意識した活動等を必ず年間計画に入れます。
- ・福井型コミュニティスクールとして、小学校と中学校との交流、あるいは小中が連携して行う活動なども取り入れます。
- ・いじめが起きやすい時期（5～6月、9～10月）には、生徒が主体的に活動する生徒会主催の「いじめ防止推進月間」等を設定し、いじめ防止に向けた集会や委員会の活動などを計画的に位置付けます。また、教育相談週間なども組み合わせ効果的に行います。
- ・全員の生徒と学級担任等が話をする個別面談、教育相談の期間を設定します。
- ・年間計画に従って未然防止に係る活動を進めながら、定期的に教員の自己評価や学校評価を行い、取組の改善を図ります。
- ・作成した学校いじめ基本方針（組織図や年間計画を含む。）はP T A総会で説明したり、ホームページで公開したりするなど、保護者や地域に広く公開し、理解を得ながら、協力していじめ問題に取り組む体制を作ります。

【組織図】

【様式2】



令和3年度の教職員の役割分担

会　名	メンバ－	備考
いじめ対策委員会	常時メンバー：校長、教頭、生徒指導主事（敷下）保健主事（奥田）学年主任（奥田）（敷下）（松浦）、教務主任（奥田）	毎週一回の校務を利用。緊急時は適宜実施。
	必要に応じて参加するメンバー：担任・部活動問等	
いじめ対策サポート班 (特設)	◎生徒指導主事：（敷下）	原則、毎週実施の生徒指導部会利用。緊急時は適宜実施。
	○担任：事案に応じて（中山・渡邊・松井）	
	教育相談・養護助教諭：（鳴海）	
	スクールカウンセラー：（前田）	
学年部会	1学年：（奥田）（松井）	原則、毎週実施の学年会を利用。緊急時は適宜実施。
	2学年：（松浦）（渡邊）（和田）	
	3学年：（敷下）（中山）（鳴海）	

※教員だけでなく、本校職員全員が、気がかりなことがあれば、該当学年すぐ報告。

学年主任は、いじめ対策サポート班ならびに、いじめ対策委員会にも報告。

口頭連絡でなく、記録を残す。（資料1）

令和3年度 美山中いじめ自己チェックで用いるアンケート一覧および取組評価について

種類	担当	実施時間目途・時期・ねらい など
心のメッセージ (資料2) (資料3)	教育相談	実施時間：10分程度 実施時期：4月、9月、11月、2月計4回実施 ねらい等： 生徒自身にどのようなことがいじめにつながるか認識してもらうねらいを含む（国立教育政策研究所資料の項目を参考に作成）
Q-U	教育相談	実施時間：40分程度 実施時期：4月、11月 ねらい等： 悩みを抱えている生徒の早期発見
いじめのアンケート (資料4)	生徒指導	実施時間：5分程度 実施時期：5月、6月、7月、9月、10月、1月、3月 計8回 ねらい等： ・心のアンケート実施以外の時期に実施 ・具体的ないじめ事案の有無を把握するため いじめの自己チェックとして実施
P D C Aアンケート (資料5)	研究部	実施時間：5分～15分程度 実施時期： 研究計画に則り、主となる行事や活動の事前・中・事後に ねらい等： ・主となる行事や活動に対して、生徒自身が目標を決め、自己評価する（生徒自身が自己の成長を確認する） ・めざす生徒像に対する生徒の自己評価アンケート（生徒の具体的変容を教師も把握する）
取組評価アンケート	家庭地域学校協議会	実施時間：5分～15分 実施時期：7月、12月 ねらい等： いじめ対策年間行動の取組評価

※生徒の負担感等へも配慮しながら、適切な情報を収集したり、いじめ未然防止の対応に役立てられるようにしたりする。必要に応じて変更もある。

【いじめ対策の年間行動計画】 [4~6月]

福井市美山中学校 【様式3】

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ↓ PTA総会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の公表 		学級開き <ul style="list-style-type: none"> ・全学年、全クラスにおいて「いじめは絶対に許さない」というスタンスを示す。 	
	いじめ対応サポート班 <ul style="list-style-type: none"> ・起きたときに即対応 		いじめの自己チェック	
	授業研究 <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善・学習規律 一人一授業計画 		アンケート調査①(心のメッセージ) Q-U調査→報告	
	情報モラル教室 <ul style="list-style-type: none"> ・全学年対象に、情報モラルや正しいコミュニケーションを指導 		情報モラル教室 <ul style="list-style-type: none"> ・全学年対象に、情報モラルや正しいコミュニケーションを指導 	
5 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査①等をもとに状況把握 		アンケート調査②(いじめのアンケート)	
	いじめ対応サポート班 <ul style="list-style-type: none"> ・起きたときに即対応 		生徒総会 <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な活動 ・絆づくり 	
	校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育・人権教育 1年間全体の人権教育、道徳等の計画を作成確認 ・特別支援教育 教師の望ましい対応について 	校外探究学習 <ul style="list-style-type: none"> ・絆づくり ・規律ある集団づくり 	宿泊体験学習 <ul style="list-style-type: none"> ・絆づくり ・自主的活動 	修学旅行 <ul style="list-style-type: none"> ・自主的計画・運営 ・コミュニケーション活動の工夫
	授業研究	教育相談週間 全校公開道徳		
6 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に状況把握 ・アンケート②の評価 		アンケート調査③(いじめのアンケート)	
	授業研究 <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善 ・学習規律 <p>子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で実施、全員が公開</p>		スクールカウンセラーとの面談	
	いじめ対応サポート班 <ul style="list-style-type: none"> ・起きたときに即対応 		生徒会 全校集会発表 <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な活動 ・規範意識の向上 	
	保護者会 <ul style="list-style-type: none"> ・情報や意見収集 		自分の考えを深める活動 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題 ・地域への貢献 ・将来に向けて等 	
		1年A組 一人一授業	2年AB組 一人一授業	3年AB組 一人一授業
			家庭訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・休み中だけでなく普段の様子も ・クラスや地域の子どもの状況も把握 	

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
7 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導	いじめの自己チェック アンケート調査④ (いじめのアンケートと取組評価アンケート①)		
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	文化祭・体育祭計画 ・コミュニケーション力育成 ・自主的な計画		
	いじめに関する 校内研修会 ・1学期前半の反省 ・1学期後半からの取組み ・教員の意識点検	ひまわり教室 ・休み前非行防止教室 ・ネットモラル、犯罪等	保育体験学習 ・体験的な活動	
	地域清掃ボランティア ・体験的な活動 ・地域の方との絆づくり			
8 月	いじめ対策委員会 ・取組評価アンケートの分析等をもとにした振り返り ・夏休み明けに向けて 職員会議 ・重点事項確認	家庭訪問 ・休み中だけでなく普段の様子も ・クラスや地域の子どもの状況も把握		
	取組評価アンケート①分析 ・同じ項目で ・前年度との比較	地域交流活動（各地域行事等参加） ・体験的な活動 ・絆づくり		
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応			
9 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	いじめの自己チェック アンケート調査⑤（心のメッセージ）		
	情報発信 ・評価アンケート①結果 ・1学期の取組み等 ↓ 保護者会、通信等で	文化祭・体育祭 ・絆づくり ・地域交流活動（体験的な活動）	アンケート調査⑥（P D C A カード）	
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	インターネット通信の利用ガイド ・情報モラルや正しい コミュニケーションの指導		
教育相談週間 全校公開道徳				

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
10 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握		いじめの自己チェック	
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応		アンケート調査⑦(いじめのアンケート)	
	出前授業 ・他校種との連携強化	職場体験学習 ・体験的な活動	職場体験学習 ・体験的な活動	
	授業研究	1年A組 一人一授業	2年AB組 一人一授業	3年AB組 一人一授業
11 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握		アンケート調査⑧(心のアンケート) Q-U調査	
	人権教育・人権週間に に関する校内研修会 ・全校公開道德週間 ・人権集会の持ち方		生徒会 いじめ〇運動 ・いじめ発生の多い月 ・生徒自らの運営 ・集会、呼びかけ等 ・中学校区の小学生への呼びかけ	
	授業研究	1年A組 公開授業	2年AB組 公開授業	3年AB組 公開授業
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応		教育相談週間	
12 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握		人権週間の取組み ・人権集会 ・全校公開道德	・人権作文発表会 ・ビデオ視聴
	取組評価アンケート②分析 ・同じ項目で ・7月調査時点との比較		アンケート調査⑨ (いじめのアンケートおよび取組評価アンケート)	
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応		決める力プログラム ・体験的な活動 ・生き方教育	
	保護者会 ・情報や意見収集			

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
1 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の振り返り ・年度末に向けて ↓ 職員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・重点事項確認 	いじめの自己チェック	アンケート調査⑩（いじめのアンケート）	
	いじめ対応サポート班 <ul style="list-style-type: none"> ・起きたときに即対応 	インターネット通信の利用ガイド <ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルや正しいコミュニケーションの指導 		
	情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・評価アンケート②結果 ・生徒の意識の変容 			
2 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に状況把握 	アンケート調査⑪（心のメッセージ）		
	いじめ対応サポート班 <ul style="list-style-type: none"> ・起きたときに即対応 	教育相談週間		
		新入生交流会 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな絆づくり ・異校種生との交流 	立志式に向けて <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な活動 ・志を高める (私の啓発録) 	
3 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画見直し ↓ 職員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・課題確認 ・計画確認 	3年生を送る会 <ul style="list-style-type: none"> ・感謝の心 		
	いじめ対応サポート班 <ul style="list-style-type: none"> ・起きたときに即対応 	アンケート調査⑫（いじめのアンケート）		
	情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・課題改善策等 	修学旅行に向けて <ul style="list-style-type: none"> ・自主的計画・運営 ・コミュニケーション活動の工夫 	校内奉仕活動 <ul style="list-style-type: none"> ・学校、地域に感謝して 	

資料1**いじめに関する記録用紙**

記録者		記録日	平成 年 月 日
報告者			
内 容	報告者が（目撃した・聞いた）内容		
	いつ		
	どこで		
	誰が（加害者）		
	誰に（被害者）		
	どんなこと		
対 応			
経過観察			

いじめに関する記録用紙

記録者		記録日	平成 年 月 日
報告者			
内 容	報告者が（目撃した・聞いた）内容		
	いつ		
	どこで		
	誰が（加害者）		
	誰に（被害者）		
	どんなこと		
対 応			
経過観察			

資料2

心のメッセージ

年 組 番 名前 _____

1 学校生活のうち以下のア～ウについて、1～4に○をつけてください。

	当てはまる	どちらかと言えば 当てはまる	どちらかと言えば当 てはまらない	当てはまらない
		当てはまる	当てはまらない	
ア. 学校が楽しい	4	3	2	1
イ. みんなで何かをするのは楽しい	4	3	2	1
ウ. 授業がよくわかる	4	3	2	1

2 学校の友だちの誰から、いじわるをされたり、イヤな思いをさせられたりすることはありませんか。次の質問は、4月から今までに、そうしたいじわるやイヤなことを、無理やりされたときのことや、反対にあなたがしたときのことについてです。一番近いと思う数字（1～5）に○をつけてください。

何度も	1週間に	1回程度	1週間に	2～3回程度	1ヶ月に	1～2回程度	今までに	なし
	5	4	3	2	1	5	4	3
ア. 仲間はずれにされたり、無視されたり、陰で悪口を言われたりした	5	4	3	2	1	5	4	3
イ. からかわれたり、悪口やおどし文句、イヤなことを言われたりした	5	4	3	2	1	5	4	3
ウ. 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりした	5	4	3	2	1	5	4	3
エ. ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりした	5	4	3	2	1	5	4	3
オ. お金やものをとられたり、隠されたり、壊されたりした	5	4	3	2	1	5	4	3
カ. パソコンや電話で、イヤなことをされた	5	4	3	2	1	5	4	3
キ. ア～カのようなことをしたことがある（している）	5	4	3	2	1	5	4	3
ク. ア～カのようなことを見たことがある	5	4	3	2	1	5	4	3

3 今度、担任の先生との個人面談がありますが、それ以外の先生にも相談を希望しますか？どちらかに○をつけてください。 [希望する・希望しない]

4 3で「希望する」と答えた人へ…どの先生に相談したいと思いますか？

() 内に、第1希望には○を、第2希望には○を付けてください。

- | | | |
|------------|------------|--------------|
| • 校長先生 () | • 松浦先生 () | • 和田先生 () |
| • 教頭先生 () | • 松井先生 () | • 鳴海先生 () |
| • 藤下先生 () | • 中山先生 () | • スクールカウンセラー |
| • 奥田先生 () | • 渡邊先生 () | 前田先生 () |

資料3

	学校生活			いじめについて							
1A	ア	イ	ウ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											



学校生活	
ア	学校が楽しい
イ	みんなで何かをするのは楽しい
ウ	授業がよくわかる
1	当てはまる
2	どちらかと言えば当てはまる
3	どちらかと言えば当てはまらない
4	当てはまらない

いじめについて	
ア	仲間はずしにされたり、無視されたり、陰で悪口を言われたりした
イ	からかわれたり、悪口やおどし文句、イヤなことを言われたりした
ウ	軽くぶつかられたり、並ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりした
エ	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりした
オ	お金やものをとられたり、隠されたり、壊されたりした
カ	パソコンや電話で、イヤなことをされた
キ	ア～カにようなことを見たことがある(している)
ク	ア～カにようなことを見たことがある
1	1週間に何度も
2	1週間に1回程度
3	1ヶ月に2～3回程度
4	今までに1～2回程度
5	なし

資料4 いじめのアンケート

あなた自身について答えましょう。 ____月～____月の期間において

- 1 いじめをしてしまったことがありますか。 ある ない
- 2 いじめられたことがありますか。 ある ない
- 3 いじめを見たり、聞いたりしたことがありますか。 ある ない

資料5

PDCAアンケート

年 氏名 _____

～

～

STEP1 (月) 共通のめあて :

☆自己診断 (A クリア出来ている B あと少しでクリア C 努力が必要)

評 価

1		
2		
3		
4		
5		
6		

<反省、感想、課題> 月 日

STEP2 (月) 共通のめあて :

- ・ 共通の具体的目標 ()
- ・ ()
- ・ ()
- ・ ()

私の目標		評 価
1		
2		
3		

<反省、感想、課題> 月 日

STEP3 (月) 共通のめあて :

1		
2		
3		

<反省、感想、課題>